

## 整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設 問	回答
1	自動車検査証に記載すべき事項のうち、貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7トン以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量を記載しなければならない。	
2	ストラットの交換は、分解整備に該当する。	
3	自動車分解整備事業者が自動車の分解整備を行った際は、使用者からの請求により分解整備記録簿の写しを交付することができる。	
4	完成検査場において、軽微な交換であるエンジンオイル交換を行ってもよい。	
5	法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付しなければならない。	
6	指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の校正に関する記録を2年間保管しなければならない。	
7	屋内作業場及び点検作業場のすべてが使用されていた際には、その場合に限り完成検査場にて分解整備をして差し支えない。	
8	自動車検査員は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならないが、点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業の「ホイール・アライメントの調整」を行うことは差し支えない。	
9	自動車検査員は、位置その他について指定自動車整備事業規則で定める要件を備えていれば、他の指定自動車整備事業者の事業場の自動車検査員となることができる。	
10	自動車検査員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、自動車検査員となることができない。	

## 整備事業関係

	解答	設問に対する解説
1	○	<p>貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7トン以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量を自動車検査証に記載しなければなりません。また、自動車検査員は、自動車検査証の記載事項と現車との照合を行った場合、指定整備記録簿に、「その他」の項目に燃料タンクの個数及び燃料タンクの容量を記載しなければなりません。</p> <p>【道路運送車両法第35条の3第1項第27号】 【指定整備記録簿の記載要領について】</p>
2	×	<p>ストラットのみの変換作業は、分解整備に該当しません。その作業の際、ブレーキキャリパーの脱着作業またはタイロッドエンドの脱着作業が伴う場合は、分解整備に該当します。</p> <p>【道路運送車両法施行規則第3条「分解整備の定義」の解釈について】</p>
3	×	<p>自動車分解整備事業者が分解整備を行った際は、使用者に対し分解整備記録簿の写しを交付しなければなりません。また、分解整備記録簿は、その記載の日から2年間保存しなければなりません。</p> <p>【道路運送車両法第91条第2項】</p>
4	×	<p>完成検査場は、点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換または補充作業である、油脂液類の補充をすることができますが、交換作業は行うことができません。</p> <p>【自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)】</p>
5	○	<p>自動車分解整備事業者は、依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付しなければなりません。</p> <p>【道路運送車両法施行規則第62条の2の2】</p>

## 整備事業関係

	解答	設問に対する解説
6	×	<p>指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、備付け又は前回の校正の日から1年以内に登録校正実施機関が行う校正を受け、その校正に関する記録を1年間保管しなければなりません。</p> <p>【指定自動車整備事業規則第12条第1項】</p>
7	×	<p>完成検査場は、もっぱら検査及びこれに伴う作業のみを行う場所であり、整備のための屋内作業場とは明確に区分されなければなりません。</p> <p>【自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)】</p>
8	×	<p>自動車検査員は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはいけません。なお、点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業の「前照灯の照射方向の調整」等、通達で定められた作業を行うことは差し支えありません。</p> <p>【自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)】</p>
9	×	<p>自動車検査員は、位置その他について指定自動車整備事業規則で定める要件を備えていれば、同一の指定自動車整備事業者の事業場の自動車検査員となることができます。</p> <p>【道路運送車両法第94条の4第2項】</p>
10	○	<p>自動車検査員が法律もしくは法律に基づく命令の規定に違反したとき、その職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、自動車検査員となることができません。</p> <p>【道路運送車両法第94条の4第5項】</p>

## 検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設 問	回 答
1	最低地上高の判定において、検査時車両状態で測定したところ、最も低い部分であった排気管部が8.5cmであったため、1cm未満を切り捨てて8cmとして保安基準不適合と判断した。	
2	番号灯の一部が点灯しない状態であったが、性能要件で規定されている夜間後方20mの距離から番号標の数字等を確認できたため保安基準適合と判断した。	
3	ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡が社外品(円形の後写鏡)に変更されていたため、円形の鏡面の直径を測定したところ、90mmであったため、保安基準適合と判断した。	
4	乗車定員5名の小型乗用自動車の後部座席(3席が連続している前向きのもの)の中央座席の座席ベルトを確認したところ、第1種座席ベルトが装着されていたため、保安基準不適合と判断した。	
5	普通貨物自動車に乗用車用タイヤが装着されていたため、そのタイヤのロードインデックス(負荷能力)を確認したところ、当該自動車の積車状態の輪荷重以上であったため、保安基準適合と判断した。	
6	点滅式の青色防犯灯(回転灯)が2個取り付けられていたが、自動車検査証備考欄に「自主防犯活動用自動車」と記載されていたので、保安基準適合と判断した。	
7	電力により作動する原動機を有する普通乗用自動車の電気装置について、高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線(エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。)は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。	
8	最大積載量500kgの貨物自動車であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切棒が備え付けられていなかったため、保安基準不適合と判断した。	
9	小型二輪自動車の近接排気騒音を測定するにあたり、当該小型二輪自動車の原動機最高出力時回転数が8,000rpmであったため、測定回転数を6,000rpmとした。	
10	乗車定員5名の普通乗用自動車の後部に取り付けられたエア・スポイラ(側方へ翼状のオーバー・ハング部を有しているもの)を確認したところ、自動車の最後端になっておらず、側方への翼状のオーバー・ハング部の端部が当該自動車の最外側から左右とも170mm内側であったため、取付位置の基準に適合と判断した。	

## 検査業務関係

	解答	設問に対する解説
1	×	測定する自動車は、検査時車両状態ではなく、空車状態でなければなりません。 【審査事務規程8-3-1②ア(ア)】
2	×	番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標等の数字等の表示を確認できるものとの要件はありますが、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損している若しくは一部が点灯しないものは保安基準不適合となります。 【審査事務規程8-76-2(1)③】
3	×	ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車であって、平成19年1月1日以降製作車について、 ① 鏡面の面積が69cm <sup>2</sup> 未満であるもの ② その形状が円形の鏡面にあつては、鏡面の直径が94mm未満である、又は150mmを超えるもの ③ その形状が円形以外の鏡面にあつては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm(又は横120mm、縦200mm)の長方形により内包されないものは保安基準に適合しません。 【審査事務規程8-99-2(4)②】
4	○	平成24年7月1日以降製作車について、専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人未満の自動車については、運転者席その他の座席であつて前向きのもの(容易に折畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。)にあつては、第二種座席ベルトが必要です。 【審査事務規程8-41-1(1)①ア】
5	○	乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、タイヤの負荷能力以下でなければなりません。積車状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値がロードインデックスに対応する負荷能力以下であることを確認してください。 【審査事務規程8-11-1(3)②オ】

## 検査業務関係

	解答	設問に対する解説
6	×	<p>青色防犯灯の数は、1個でなければなりません。 この場合において、複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは、1個とみなします。</p> <p>【審査事務規程8-109-3①】</p>
7	○	<p>電力により作動する原動機を有する自動車の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線(エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。)は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること等の基準に適合するものでなければなりません。</p> <p>【審査事務規程8-86-3(1)①】</p>
8	×	<p>貨物自動車の運転者席には、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有しなければなりません。 ただし、最大積載量が500kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなします。</p> <p>【審査事務規程8-38-1(1)⑤イ】</p>
9	×	<p>近接排気騒音について、原動機を最高出力時の回転数の75%で測定します。ただし、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるものにあつては、最高出力時の回転数の50%となります。</p> <p>【審査事務規程8-53-2-1(1)②ア】</p>
10	○	<p>エア・スポイラ(側方への翼状のオーバー・ハング部を有しているもの)は、次のいずれかの場合のものであればよいとなっています。 (ア)オーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が20mmを超えない場合 (イ)オーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合 (ウ)オーバー・ハング部のうち当該自動車の最外側から165mm以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝することができる構造である場合。</p> <p>【審査事務規程8-26-1(3)③エ】</p>